

令和4年度4月補正予算の概要

一 総括

(一般会計)

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	4月補正 予算額	4月現計 予算額 (A)	令和3年度 当初予算額 (B)	(A)/(B)
総 額	555,092,409	1,100	555,093,509	529,083,121	104.9

二 訴訟関係経費に係る補正予算

○ 訟務管理費

1,100千円

県が被告となる訴訟を進行するため、弁護士と訴訟代理委任契約を締結する。

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 1 訴訟代理人弁護士への着手金 | 1,100 |
| (1) 甲府地方裁判所令和4年(ワ)第96号損害賠償請求事件 | 550 |
| (2) 甲府簡易裁判所令和4年(ハ)第55号損害賠償請求事件 | 550 |
| 2 訴訟代理委任契約締結に係る債務負担行為 | |

事 項	期 間	限 度 額
甲府地方裁判所令和4年(ワ)第96号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結すること。	令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
甲府簡易裁判所令和4年(ハ)第55号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結すること。	令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内